

第 1 工場跡地整備・運営事業

実施方針

令和 4 年 1 1 月

尼 崎 市

目 次

第1章	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	対象となる公共施設等の種類	1
3.	公共施設等の管理者の名称	1
4.	本事業の目的	1
5.	基本理念	1
6.	施設の概要	2
(1)	新設する施設	2
(2)	解体する施設	2
7.	事業方式	2
8.	契約の形態	2
9.	事業期間	3
(1)	整備期間	3
(2)	運営期間	3
10.	事業期間終了後の措置	3
11.	事業の対象となる業務範囲	4
(1)	事業者が行う業務	4
(2)	市が行う業務	4
12.	余熱利用計画	5
13.	事業者の収入	5
(1)	本施設の整備に係る対価	5
(2)	本施設の運営に係る対価	5
14.	市が申請を予定している交付金について	5
15.	法令等の遵守	5
第2章	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	事業者の募集及び選定方法	6
2.	事業者の募集及び選定の手順	6
(1)	事業者の募集・選定スケジュール（予定）	6
(2)	応募手続等	6
3.	入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
(1)	入札参加者の構成等	7
(2)	入札参加者の要件	8
(3)	入札参加者の構成企業の制限	9
(4)	参加資格の確認	10
4.	審査及び選定に関する事項	10
(1)	事業提案内容の審査	10
(2)	審査の手順及び方法	10
第3章	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1.	基本的考え方	11
2.	予想されるリスクと責任分担	11
3.	事業の実施状況のモニタリング	11
第4章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
1.	計画地に関する事項	12
第5章	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
1.	係争事由に係る基本的な考え方	13
2.	管轄裁判所	13

第6章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	14
1.	事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合.....	14
2.	市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合.....	14
3.	当事者の債務不履行によらず事業の継続が困難となった場合.....	14
4.	その他.....	14
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	15
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	15
2.	その他の支援.....	15
第8章	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	16
1.	議会の議決.....	16
2.	情報提供.....	16
3.	応募に伴う費用負担.....	16
4.	実施方針に関する問合せ先.....	16

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 市 : 尼崎市をいう。
- 本事業 : 第1工場跡地整備・運営事業をいう。
- 第3工場跡地整備事業 : 先行して令和4年度～令和6年度に実施している、既存第3工場解体及び跡地での清掃事務所、収集車車庫棟、自己搬入受入ヤード、計量受付棟、計量機棟、倉庫・整備棟、その他外構施設等の整備を行う事業である。
- 整備 : 本施設の設計及び建設（既存施設の解体を含む）をいう。
なお、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設の建設及び既存第1工場（廃焼却施設）の解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画である。
- 設計 : 事業者が要求水準書及び提案書に基づき行う設計（実施設計）をいう。
- 建設 : 事業者が要求水準書及び提案書、事業者が本事業において作成する実施設計図書等に基づき行う本施設の建設（既存施設の解体を含む）をいう。
- 運営 : 事業者が行う本施設の運営（供用、維持管理、補修等を含む）をいう。
- 提案書 : 要求水準書を基に入札参加者が市へ提出する本施設の整備・運営に関する提案図書をいう。
- 本施設 : 本事業で整備する焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設、その他施設（SPC事務所棟、外構施設等）を総称していう。本事業で第3工場敷地内にある特高受電棟を解体した跡地に整備する外構も含むものとする。ただし、解体跡地に新たな施設を整備することは無く、外構の仕様は他の第3工場敷地内と同等とする。
- 焼却施設 : 現行の循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2）として整備するものである。そのため、『エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課』より、以下の要件を満たす必要がある。
・エネルギー回収率22.0%相当以上とすること。
・施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準に適合すること。また、一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること。ただし、循環型社会形成推進交付金に係る基準とする。
・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること。
・災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること。
※詳細は上述マニュアルを参照し、適切に実施すること。
- リサイクル施設 : 現行の循環型社会形成推進交付金制度におけるマテリアルリサイクル推進施設として整備するものである。
- し尿処理施設 : 現行の循環型社会形成推進交付金制度における汚泥再生処理センターとして整備するものである。
- その他施設 : 運営事業者（SPC）の事務所や見学者説明室等を含むSPC事務所棟や、外構施設等（構内道路、駐車場・駐輪場、植栽、浄化槽、雨水排水施設等）をいう。
- 清掃事務所 : 尼崎市経済環境局が使用する事務所棟であり、第3工場敷地内施設及び第1工場敷地内施設の管理棟機能を有するものである。第3工場跡地整備事業において整備する施設で、現在クリーンセンター第1工場敷地内にある大高洲庁舎に替わるものである。
- 収集車車庫棟 : 尼崎市経済環境局が使用する収集車車庫をいう。第3工場跡地整備事業において整備する施設で、現在クリーンセンター第1工場敷地内にある収集車車庫に替わるものである。
- 自己搬入受入ヤード : 尼崎市経済環境局が使用する施設で、市民等が直接ごみを搬入する際の受入施設をいう。第3工場跡地整備事業において整備する施設で、現在これに替わる施設はない。
- 計量受付棟(第3工場跡地) : 尼崎市経済環境局が使用する施設で、自己搬入受入ヤードに直接ごみを搬入する市民等に対し、計量員が受付業務を行う施設をいう。自己搬入受入ヤードでの作業に従事する市職員の控室等を含むものである。第3工場跡地整備事業において整備する施設である。
- 計量機棟(第3工場跡地) : 尼崎市経済環境局が使用する施設で、自己搬入受入ヤードにごみを搬入する車両について、進入時及び退出時に計量を行う計量機を設置する場所をいう。第3工場跡地整備事業において整備する施設である。
- 倉庫・整備棟 : 尼崎市経済環境局が使用する施設で、収集業務で使用する備品の保管や、車両整備等を行う施設をいう。第3工場跡地整備事業において整備する施設で、現在クリーンセンター第1工場敷地内にある倉庫や車両整備棟に替わるものである。
- クリーンセンター第3工場 : 「尼崎市大高洲町2番地」（本施設を整備する第1工場敷地の北側道路を挟んだ向かい側）にある旧ごみ焼却施設をいう。（「第3工場」という。）現在は稼働を停止している。同敷地内に、洗濯工場棟、特高受電棟及び関西電力鉄塔がある。特高受電棟及び関西電力鉄塔を除き、第3工場跡地整備事業で解体撤去する予定である。特高受電棟は本事業での解体撤去対象である。
- クリーンセンター第1工場 : 「尼崎市大高洲町8番地」（本施設を整備する敷地）にあるごみ処理施設である。（「第1工場」という。）同敷地内に、し尿処理施設、大高洲庁舎、収集車車庫等がある。
- クリーンセンター第2工場 : 「尼崎市東海岸町」にあるごみ焼却施設である。（「第2工場」という。）隣接した敷地に「資源リサイクルセンター」がある。
- DBO方式 : Design（設計）、Build（建設）、Operation（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手

	法をいう。
SPC	: 選定された入札参加者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社 (Special-Purpose-Company) をいう。
事業者	: 市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業及びSPCで構成される。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
構成員	: 構成企業のうち、SPCに出資を行う企業をいう。
協力企業	: 構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業をいう。
建設JV等	: 市と工事請負契約を締結する、設計企業と建設企業による共同企業体をいう。また、共同企業体を設立せず、焼却施設の建設を担当する建設企業が元請となり、他の企業がその下請けとなる形態を取る場合の、元請企業単体も含むものとする。
運営事業者	: 市と運営委託契約を締結する、選定された入札参加者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社 (SPC: Special-Purpose-Company) をいう。
基本協定	: 市と落札者が、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるものをいう。
基本契約	: 事業者の本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
工事請負契約	: 本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、市と建設JV等が締結する契約をいう。
運営委託契約	: 本事業における運営の実施のために、基本契約に基づき、市とSPCが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、工事請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する整備及び運営の実施状況についての市及びモニタリング支援業務委託事業者が行う監理 (モニタリング) をいう。(建築士法に定められる「工事監理」は含まないものとする。)
工事監理	: 本事業において事業者が作成する実施設計図書と工事とを照合し、実施設計図書のとおりにより工事が実施されているかいないかを確認することをいい、建築士法で定められる「工事監理」をいう。本事業では事業者の所掌とする。なお、工事監理の対象範囲は建築設備工事、外構工事等を含めた、事業者が行う建築関連の全ての工事とする。
PFI法	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号)
廃棄物処理法	: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
選定委員会	: 尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

第1工場跡地整備・運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者の名称

尼崎市長 稲村 和美

4. 本事業の目的

本事業は、民間事業者のノウハウを活用することにより、本施設の効率的な整備を行い、市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。また、地球環境に負荷の少ない循環型社会・低炭素社会の構築に向け、省エネルギー化や再生エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生抑制を図ることを目的とする。

なお、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設の建設及び既存第1工場（廃焼却施設）の解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画であることから、交付要件を満たすように整備を行うこと。

5. 基本理念

尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画（令和2年3月）において、第3工場跡地整備事業（別事業）及び第1工場跡地整備・運営事業（本事業）の統一的な理念・基本方針として、以下のとおり定めている。

理念1：環境保全に配慮し地球温暖化対策に貢献する施設

近年の廃棄物処理施設は、施設を構成する機器・環境保全技術の発展により、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動等による環境影響を小さく抑えることが可能となっています。また、省エネルギーや高効率発電等、二酸化炭素排出抑制に貢献する技術の開発も進んできています。新施設は、ダイオキシン類等をはじめとする有害物質の環境負荷を低減することが可能な施設とするとともに、環境モデル都市として、廃棄物エネルギー利活用技術や省エネルギー技術を積極的に採用し、地球温暖化対策に貢献することが可能な施設とします。

<基本方針>

- ・環境保全に係る自主基準は、法規制基準よりも厳しいものとします。
- ・地球温暖化対策に貢献するため、施設の省エネルギー化、自然エネルギーの導入、高効率発電技術等の導入等を行い、二酸化炭素排出量を削減します。
- ・ごみ減量や地球温暖化対策等の情報提供や環境教育に関する設備を導入します。

理念2：安全・安心・安定的な処理が確保できる施設

新施設は、市から排出されるごみ処理の全てを担う施設となります。よって施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、生活環境及び公衆衛生に重大な影響を及ぼします。新施設は施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とします。

<基本方針>

- ・ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができる技術を導入します。
- ・事故が発生しないよう安全性を重視した設計を行うなど万全の対策を講じます。
- ・施設の建設及び運転にあたっては、市民の安心を確保するため、情報公開を行います。

理念3：災害廃棄物処理への対応ができる施設

東日本大震災の経験を踏まえ、今後東海・東南海・南海地震の発生に備え、環境省では災害廃棄物対策指針が策定されました。廃棄物処理施設整備に対する交付金制度では、災害廃棄物処理計画の策定や、災害廃棄物受け入れに必要な設備を備えていることが、交付要件として採用されています。新施設は災害時にもできる限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理及び災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とします。

<基本方針>

- ・災害時に、平常時のごみに加えて災害廃棄物の受入に必要な設備を導入します。
- ・平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物への対応が可能な処理技術を備えます。
- ・地震や水害により稼働不能とならないよう、耐震化や機器配置上の対策等を講じた、災害に強い施設とします。

理念4：経済性に優れた施設

新施設は、市民や国民の税金により建設・運営されるものです。そのため、建設費だけでなく、施設を適正に維持管理しつつ維持管理費及び補修費を抑えることによりライフサイクルコストを適正化するとともに、費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とします。

<基本方針>

- ・施設の計画、設計及び建設から運営、維持管理及び改修までを含めたライフサイクルコストの適正化を図ります。
- ・将来の改修等を考慮した動線計画や作業スペースを確保し、その際のコストを最小限にできる施設とします。
- ・市の財政負担を軽減するために、環境省の交付金制度を活用できる施設とします。

6. 施設の概要

(1) 新設する施設

建設場所	: 兵庫県尼崎市大高洲町8番地
敷地面積	: 25,043.37 m ² (クリーンセンター第1工場側)
焼却施設	: 447t/24h以下 (149t/24h以下×3炉)
リサイクル施設	: 55t/5h
し尿処理施設	: 19kL/日
その他施設	: SPC事務所棟及び外構施設等

(2) 解体する施設

事業場所	: 兵庫県尼崎市大高洲町8番地
焼却施設	: 第1工場 第1機械炉 (稼働停止)、第1工場 第2機械炉
し尿処理施設	: し尿受入施設、陸上処理施設、圧送施設
特高受電棟 (第3工場敷地内)	
庁舎等	: 大高洲庁舎・整備工場棟、収集車車庫

7. 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が、市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託するDBO方式とする。

8. 契約の形態

- (1) 市と事業者は、基本契約を締結する。
- (2) 基本契約に基づいて、市は、建設JV等と本事業に係る工事請負契約を締結する。
- (3) 基本契約に基づいて、市は、SPCと運営委託契約を締結する。
- (4) 基本契約、工事請負契約、運営委託契約の3つの契約をまとめた特定事業契約の各々について

ての締結主体を「別紙 2 事業スキーム図」に示す。

9. 事業期間

(1) 整備期間

令和 6 年 7 月上旬～令和 14 年 3 月 31 日（約 7 年 9 カ月間）

ただし、以下に定める期日までに各施設の整備を完了させるものとする。

<第Ⅰ期工事> : 令和 9 年 9 月頃まで

- ① 既存し尿処理施設稼働継続工事（必要に応じて管理棟内の設備を移設する等）
- ② 大高洲庁舎及び整備工場棟撤去
- ③ 第 1 工場撤去（令和 7 年度後半以降）

<第Ⅱ期工事> : 令和 13 年 3 月まで

- ① 焼却施設建設
- ② リサイクル施設建設
- ③ し尿処理施設建設
- ④ その他施設整備（SPC 事務所棟及び外構施設等）

<第Ⅲ期工事> : 令和 14 年 3 月まで

- ① 既存し尿処理施設撤去
- ② 既存特高受電棟撤去

(2) 運営期間

令和 13 年 4 月 1 日～令和 33 年 3 月 31 日（20 年間）

各施設の竣工後、以下に定める期間において各施設の運営を行うものとする。

- ① 焼却施設 : 令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月（20 年間）
- ② リサイクル施設 : 令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月（20 年間）
- ③ し尿処理施設 : 令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月（20 年間）
- ④ その他施設 : 令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月（20 年間）

表 整備・運営の時期（灰色は主に設計期間）

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第Ⅰ期工事									
① 既存し尿処理施設稼働継続工事	■								
② 大高洲庁舎及び整備工場棟撤去	■	■							
③ 第 1 工場撤去		■	■	■					
第Ⅱ期工事									
① 焼却施設建設		■	■	■	■	■	■		
② リサイクル施設建設		■	■	■	■	■	■		
③ し尿処理施設建設		■	■	■	■	■	■		
④ その他施設整備							■	■	
第Ⅲ期工事									
① 既存し尿処理施設撤去							■	■	
② 既存特高受電棟撤去							■	■	
運営									
① 焼却施設								■	■
② リサイクル施設								■	■
③ し尿処理施設								■	■
④ その他施設									■

10. 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、市に明け渡すものとする。

11. 事業の対象となる業務範囲（概要）

(1) 事業者が行う業務

ア 調査等に関する業務

- (ア) 電波障害調査
- (イ) 解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査
- (ウ) 施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査等を含む）
- (エ) 施設の整備及び供用に係る環境影響評価（事後調査）

イ 本施設の整備に関する業務

- (ア) 整備対象施設の実施設設計
- (イ) 解体対象施設の解体設計
- (ウ) 焼却施設のプラント工事
- (エ) リサイクル施設のプラント工事
- (オ) し尿処理施設のプラント工事
- (カ) 土木建築工事（第3工場跡地に整備する清掃事務所棟への自営線敷設を含む）
- (キ) 解体撤去工事（土壌汚染対策工事を含む）
- (ク) その他の工事（試運転及び運転指導、警備設備、電力・用水・ガス・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込みに係る工事、既存し尿処理施設稼働継続工事（仮設トイレ、電源引込、工業用水配管、上水引込、インターネット引込移設、下水側テレメータ・投入弁開閉等）、その他必要な工事）

ウ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 廃棄物の受入管理業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務（第3工場跡地に整備する施設への自営線維持管理を含む）
- (エ) 環境管理業務
- (オ) 情報管理業務
- (カ) 発電電力管理業務（第3工場跡地に整備する施設への令和13年度以降の電力供給を含む。ただし、売電先の選定は市が行い、余剰電力の売電収益は、試運転期間中も含め、市に帰属することとする）
- (キ) 啓発業務（施設見学に関する一般市民・社会科見学・行政視察等への案内を行うこと。ただし、各見学の受付と、行政視察時の質疑対応は市が行う）
- (ク) その他関連業務（見学者・来場者対応、清掃、植栽管理、防火・防災管理、警備・防犯、説明用パンフレットの改訂・発行等）
- (ケ) 運営状況に係るセルフモニタリング

エ その他の業務

- (ア) 建築士法に定められる工事監理
- (イ) 必要な諸官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- (ウ) 交付金申請など市が行う諸官庁届出等の支援（経費負担も含む）
- (エ) 近隣対応（工事に関するものなど事業者が行うべきもの）
- (オ) 市が行う近隣対応の支援

(2) 市が行う業務

ア 調査等に関する業務

- (ア) アスベスト、ダイオキシン類等調査（代表点のみ）
- (イ) 土壌汚染状況調査（地歴調査まで）
- (ウ) 施設の整備及び供用に係る環境影響評価（事後調査を除く）

イ 本施設の整備に関する業務

- (ア) 既存施設からの不要備品等の撤去
- (イ) 特記なき什器備品の設置
- (ウ) 電波障害対策工事
- (エ) 事業者が行う整備のモニタリング

ウ 本施設の運営に関する業務

- (ア) ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の収集
- (イ) 他施設から本施設へのごみの転送

- (ウ) 既存施設の運転・維持管理
- (エ) 第3工場跡地に整備する施設の運営・維持管理
- (オ) 資源物や焼却灰、最終処分する不燃物、危険物・有害物・適正処理困難物（市所掌のもの：小型充電式電池・ボタン電池・乾電池・割れていない蛍光灯・水銀製品類・鉛含有製品）等の引取先や搬出業者の選定（積込又は発送は事業者所掌）
- (カ) 余剰電力の売電先の選定
- (キ) 焼却灰（主灰・飛灰）の搬送・処分（積込は事業者所掌）
- (ク) 排ガス中の硫黄酸化物に係る汚染負荷量賦課金の負担
- (ケ) 啓発業務（施設見学に関する一般市民・社会科見学・行政視察等の受付、行政視察時の質疑対応）
- (コ) 事業者が行う施設運営のモニタリング
- (サ) その他これらを実施する上で必要な業務
- エ その他の業務
 - (ア) 近隣対応
 - (イ) 必要な諸官庁届出等（交付金申請など市が行うべきもの）

12. 余熱利用計画

- (1) 余熱利用は、発電の優先を基本とすること。
 発電設備（高効率発電）：抽気式復水タービン
 場内プラント関係余熱利用設備：燃焼用空気・ボイラ給水温度昇温等
 場内建築設備関係余熱利用設備：給湯〔電気式でも可〕
- (2) 焼却施設にて発電した電力は、本施設で使用することを最優先とし、次いで近隣の清掃事務所（北側の道路向かい）への供給、最後に余剰電力の売電を行うこと。
- (3) 電力会社停電時には、施設内で単独運転も可能とするものとし、調速制御、主圧制御のいずれも可能なものとする。

13. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

- (1) 本施設の整備に係る対価
 市は、本施設の設計業務および建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、基本的に出来形に応じて支払うものとする。
- (2) 本施設の運営に係る対価
 市は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に1回改定することができるものとする。
 なお、委託料は、固定料金と変動料金（燃やせるごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

14. 市が申請を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金の申請を予定している。交付金の申請等の手続は、市において行うが、建設JV等は申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

15. 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物処理法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く募集し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。

なお、事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う予定である。

2. 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

募集・選定スケジュール（予定）

令和4年11月中旬	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和4年12月中旬	実施方針及び要求水準書（案）に対する質問及び意見の受付
令和5年2月中旬	実施方針及び要求水準書（案）に対する質問及び意見の回答の公表
令和5年4月中旬	入札公告（入札説明書等の公表）
令和5年4月下旬～ 令和5年10月中旬	現地見学
令和5年5月上旬	入札説明書等に対する質問の受付（第1回）
令和5年5月下旬	入札説明書等に対する質問の回答の公表（第1回）
令和5年6月下旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
令和5年7月上旬	資格審査結果の通知
令和5年7月下旬～	入札説明書等に対する質問の受付（第2回）
令和5年8月中旬	入札説明書等に対する質問の回答の公表（第2回）
令和5年10月中旬	提案書の受付（入札）
令和5年12月下旬	最優秀提案者の決定
令和5年12月下旬	落札者の決定及び公表
令和6年1月上旬	基本協定締結
令和6年3月上旬迄	SPC 設立
令和6年3月下旬	仮契約締結
令和6年7月上旬	本契約締結

※要求水準書の添付資料は、格納した DVD を希望者に手渡しする。要求する場合は「添付資料請求書兼誓約書」【様式第3号】に必要事項を記入の上、電子メールに同様式を添付し、第8章4に定める事務局に送信して提出すること。また、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

なお、添付資料の請求を認めるのは、以下の条件を満たす企業に限る。

①事業への参加を検討しているもの

②入札参加者の要件に示す代表企業に相当するもの

資料の取り扱いには十分に注意し、本件以外には使用しないこと。

(2) 応募手続等

ア 実施方針及び要求水準書（案）に対する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に対する質問及び意見を、様式第1号及び様式第2号により以下のとおり受け付ける。

（ア）受付期間：令和4年の12月1日（木）から令和4年の12月15日（木）15時まで

（イ）提出方法：添付の様式第1号及び様式第2号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、第8章4に定める事務局に送信

して提出すること。電子メールの件名には「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見（企業名）」と記載すること。

なお、提出者は電話にて受信確認を行うこと。

イ 実施方針及び要求水準書（案）に対する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見に対する回答は、市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 入札公告（入札説明書等の公表）

令和5年4月中旬に入札説明書、要求水準書、特定事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表し、入札公告を行う。

エ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続については、入札説明書において提示する。

3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者の構成企業は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む単一企業または複数の企業のグループにより構成されるものとし、次の（ア）から（エ）に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）入札参加者は、市との交渉窓口となる構成企業1社を「代表企業」として定める。なお、「代表企業」は、本施設のうち、焼却施設のプラント設備の建設を担当する建設企業とする。

（イ）入札参加者の構成企業は、本事業の設計業務、建設業務又は運営業務を行う企業のうち、SPCに出資する構成員及びSPCに出資しない協力企業から構成されるものとする。

なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。

（ウ）設計企業、建設企業及び運営企業については、以下の役割ごとに分割し、各々を担当する複数の企業により構成されることを認めるものとする。

<設計企業>

- ① 建屋の設計を担当する設計企業
- ② 焼却施設プラント設備の設計を担当する設計企業
- ③ リサイクル施設プラント設備の設計を担当する設計企業
- ④ し尿処理施設プラント設備の設計を担当する設計企業
- ⑤ 既存施設解体の設計を担当する設計企業

<建設企業>

- ⑥ 建屋の建設を担当する建設企業
- ⑦ 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業
- ⑧ リサイクル施設プラント設備の建設を担当する建設企業
- ⑨ し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業
- ⑩ 既存施設解体の施工を担当する建設企業

<運営企業>

- ⑪ 焼却施設の運営を担当する運営企業
- ⑫ リサイクル施設の運営を担当する運営企業
- ⑬ し尿処理施設の運営を担当する運営企業

（エ）構成企業のうち、焼却施設プラント設備の設計・建設・運営を担当する企業は、SPCに出資する構成員とする。

イ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議の上、これを決定する。

ウ 落札者は、仮契約締結時までにSPCを尼崎市市内において設立するものとする。

エ 入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア 共通の要件

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 代表企業については、市の令和4・5年度入札参加資格を有していること。

イ 設計企業の個別の要件

設計企業のうち、建屋の設計を担当する設計企業、焼却施設プラント設備の設計を担当する設計企業、リサイクル施設プラント設備の設計を担当する設計企業、し尿処理施設プラント設備の設計を担当する設計企業、既存施設解体の設計を担当する設計企業は、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 建屋の設計を担当する設計企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 焼却施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
 - ① 全連続燃焼式・1炉あたり 140t/24h 以上・平成 15 年度以降竣工の施設の竣工実績
 - ② 全連続燃焼式・3 炉以上・平成 15 年度以降竣工の施設の竣工実績
- (ウ) リサイクル施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
 - ① 破碎選別施設・平成 15 年度以降竣工の施設の竣工実績
 - ② 破碎選別施設・処理能力 20 t /5h 以上の施設の竣工実績
- (エ) し尿処理施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
 - ① し尿処理施設・平成 15 年度以降竣工の施設の竣工実績
 - ② 汚泥資源化方式が助燃剤化方式である施設の竣工実績
- (オ) 既存施設解体の設計を担当する企業にあつては、解体設計の実績（性能発注[設計数量の明記がない発注形式含む]の実績も可）を1件以上有すること。

ウ 建設企業の個別の要件

建設企業のうち、建屋の建設を担当する建設企業、焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業、リサイクル施設プラント設備の建設を担当する建設企業、し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業、既存施設解体の施工を担当する建設企業にあつては、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 建屋の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業、及びリサイクル施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
- (エ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
 - ① 全連続燃焼式・1炉あたり 140t/24h 以上・平成 15 年度以降竣工の施設の竣工実績
 - ② 全連続燃焼式・3 炉以上・平成 15 年度以降竣工の施設の竣工実績
- (オ) リサイクル施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
 - ① 破碎選別施設・平成 15 年度以降竣工の施設の竣工実績
 - ② 破碎選別施設・処理能力 20 t /5h 以上の施設の竣工実績
- (カ) し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

- (キ) し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
 - ① し尿処理施設・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
 - ② 汚泥資源化方式が助燃剤化方式である施設の竣工実績
 - (ク) 既存施設解体の施工を担当する企業にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による土木一式工事または解体工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - (ケ) 既存施設解体の施工を担当する企業にあっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月25日厚生労働省基発401号の2)または「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成26年1月)に基づく、地方自治体発注のごみ焼却施設(一般廃棄物処理施設)の解体工事の元請け完工実績を1件以上有すること。
- エ 運営企業の個別の要件
 運営企業は、以下の要件を満たすこと。
- (ア) 焼却施設の運営を担当する運営企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
 - ① 全連続燃焼式・1炉あたり140t/24h以上・平成15年度以降竣工の施設の運転管理実績
 - ② 全連続燃焼式・3炉以上・平成15年度以降竣工の施設の運転管理実績
 - (イ) 焼却施設の運営を担当する運営企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の運転責任者の経験を有する技術者を焼却施設の試運転開始までに配置し、なおかつ当該技術者を運営開始後2年間以上配置できること。
 - (ウ) リサイクル施設の運営を担当する運営企業にあっては、一般廃棄物を対象とした不燃・粗大・容器包装リサイクル施設の運転管理実績を1件以上有していること。
 - (エ) リサイクル施設の運営を担当する運営企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者(破碎・リサイクル施設)の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。
 - (オ) し尿処理施設の運営を担当する運営企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者(し尿・汚泥再生処理施設)の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。
- (3) 入札参加者の構成企業の制限
 次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 市において定める要綱において指名停止期間中である者
 - ウ 清算中の株式会社である企業については、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者
 - オ 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これと資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)
 - カ 選定委員会の委員と資本面及び人事面において関連のある者
 - キ 法人又は法人の役員及び重要な使用人が以下に該当している者
 - (ア) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))及び暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密

接関係者をいう。) (以下これらを「暴力団等」という。) 又は暴力団等でなくなった日から5年を経過しない者

(イ) その者の親会社等または親会社等の役員及び重要な使用人が (ア) に該当する法人

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とするが、前記 (1) イの規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成企業については、変更することができる。

4. 審査及び選定に関する事項

(1) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、学識経験者等で構成される選定委員会において行う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により入札書類の審査を行い、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者として選定し、市に選定結果を答申する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

市は選定委員会による答申を踏まえ落札者を決定し、審査結果及び選定結果を公表する。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定めるものとする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 計画地に関する事項

表 計画地に関する事項

所在地	兵庫県尼崎市大高洲町8番地
敷地面積	約2.5ha
都市計画区域区分	都市計画区域内
用途地域	工業専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
その他	<ul style="list-style-type: none">・建築基準法22条指定区域に指定されている・景観計画区域に指定されている

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

1. 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の債務不履行又はそのおそれが生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、特定事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の債務不履行によらず事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の債務不履行によらない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 整備期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、工事請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。
- (2) 運営期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定めるものとする。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、PFI法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

2. その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、市は、受けることができるよう努める。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

市は、特定事業契約の締結に当たっては、令和6年6月（予定）の市議会において議決する予定である。

2. 情報提供

情報提供は、適宜、市のホームページにおいて行う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4. 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当 〒660-0842 兵庫県尼崎市大高洲町8 電 話 06-6409-0301 F A X 06-6409-1277 E-mail ama-shisetsukensetsu@city.amagasaki.hyogo.jp

様式第1号 実施方針に対する質問及び意見書

(様式第1号)

令和 年 月 日

実施方針に対する質問及び意見

尼崎市長 様

質問及び意見者 会社名
 所在地
 担当者
 氏 名
 所 属
 電 話
 F A X
 E-Mail

第1工場跡地整備・運営事業の実施方針に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■実施方針に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	1	第1章	1	(1)	事業名称	○○○○…
1						別添の Excel ファイルにて ご記入いただき提出ください。
2						
…						

■実施方針に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	1	第1章	1	(1)	事業名称	○○○○…
1						
2						
…						

様式第2号 要求水準書（案）に対する質問及び意見書

（様式第2号）

令和 年 月 日

要求水準書（案）に対する質問及び意見

尼崎市長 様

質問及び意見者 会社名
 所在地
 担当者
 氏 名
 所 属
 電 話
 F A X
 E-Mail

第1工場跡地整備・運営事業の要求水準書（案）に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■要求水準書（案）に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	1	第1章	第1節	1	経緯と概要	○○○○…
1						別添の Excel ファイルにて ご記入いただき提出ください。
2						
…						

■要求水準書（案）に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	1	第1章	第1節	1	経緯と概要	○○○○…
1						
2						
…						

様式第 3 号 添付資料請求書兼誓約書

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

尼崎市長 様

添付資料請求書兼誓約書

商号又は名称 :
住所 :
代表者氏名 : ㊟

第 1 工場跡地整備・運営事業について、弊社は、以下の条件に該当いたしますので、要求水準書添付資料の請求をいたします。

- ①事業への参加を検討している。
- ②入札参加者の要件に示される代表企業に相当する。

請求にあたって、以下を誓約いたします。

- ・資料の取り扱いには十分に注意し、本件以外には使用しないこと。
- ・外部には漏らさないこと。
- ・事業に参加しなかった場合は、配布資料を返却すること。

・請求理由

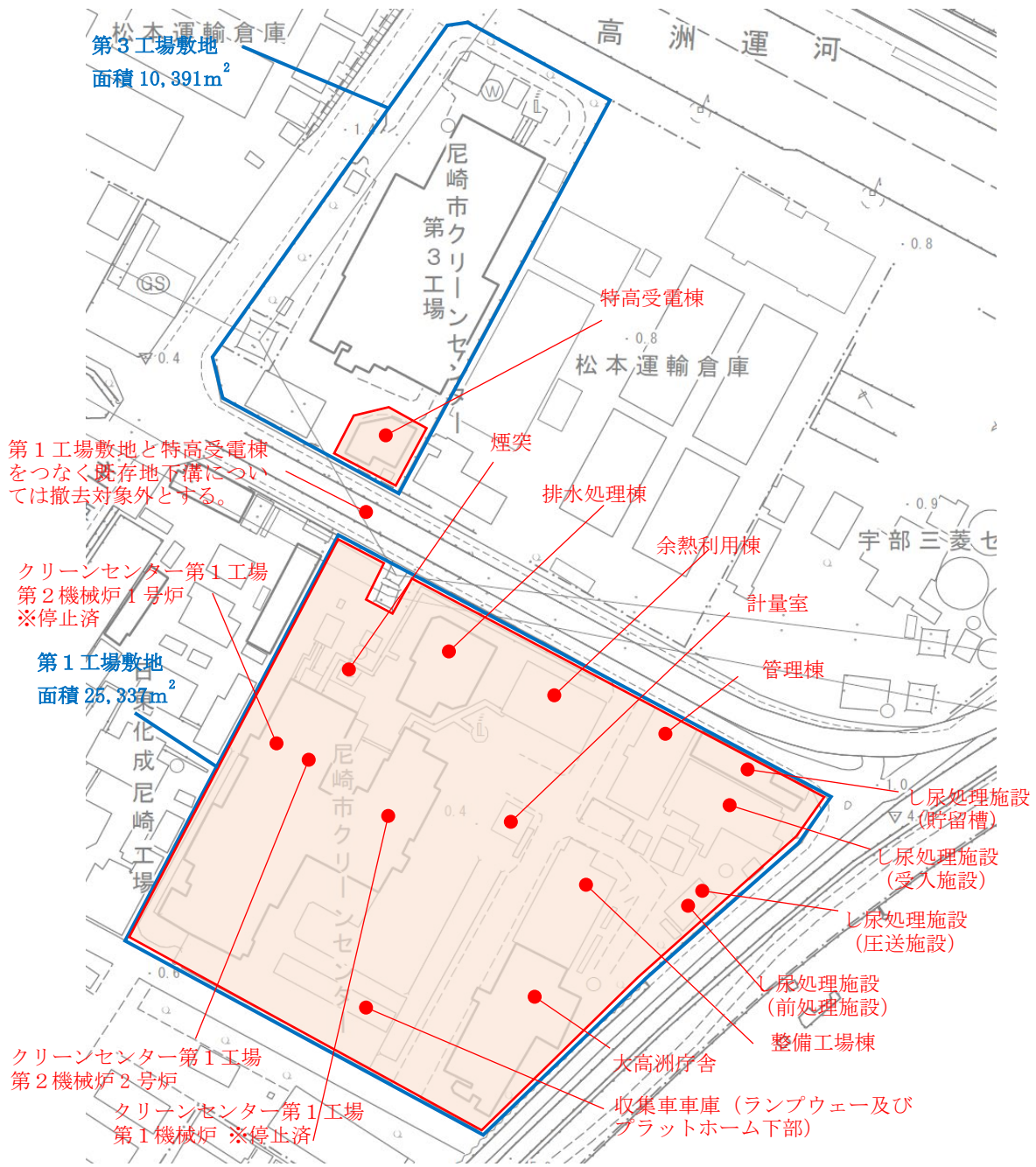
第 1 工場跡地整備・運営事業に係る参加検討の参考とするため。

・担当者連絡先

担当者 連絡先	所属	
	住所	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

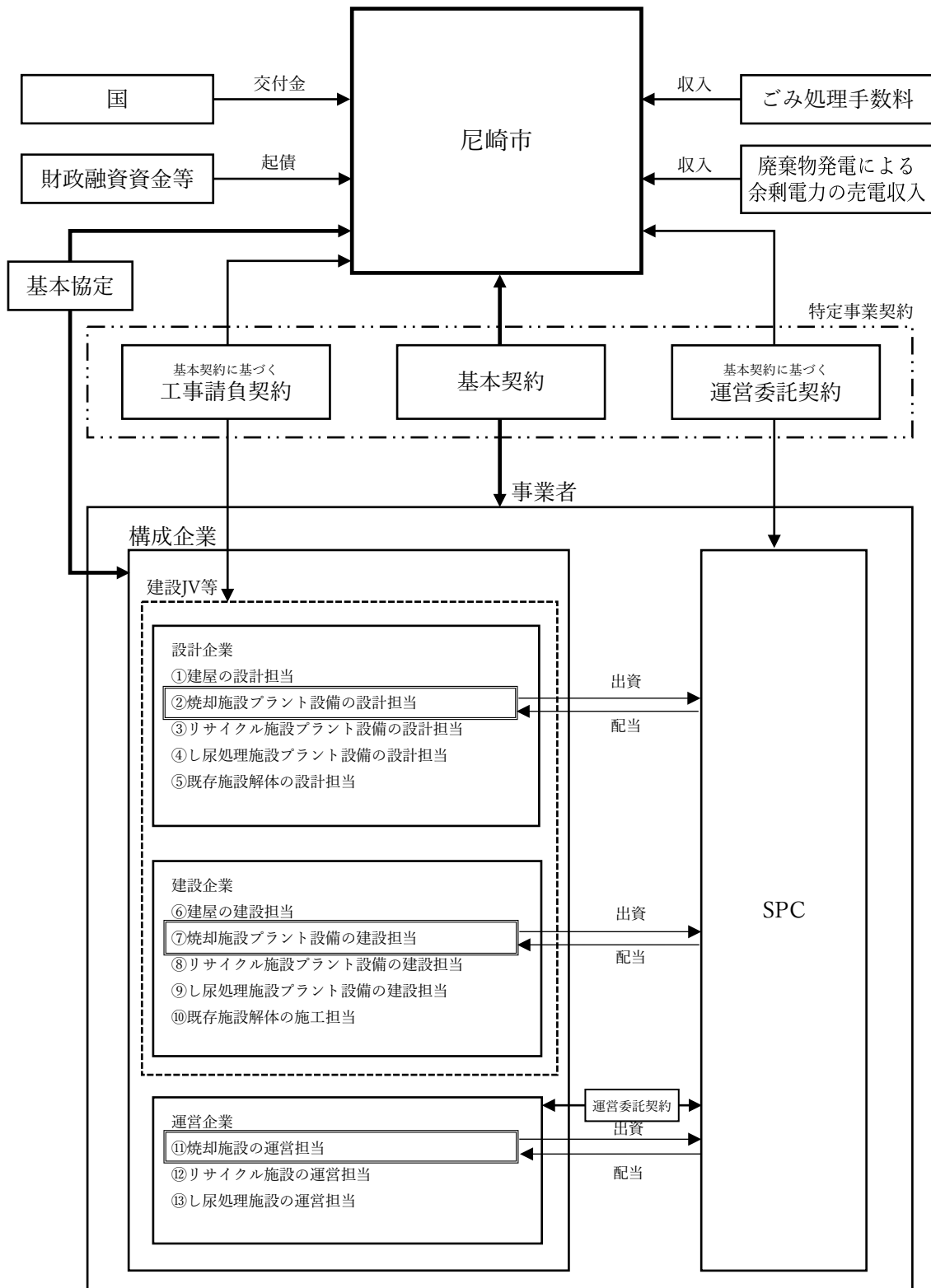
別添の Word ファイルにて
ご記入いただき提出ください。

別紙1 計画地案内図



現況平面図 (赤枠網掛け内が本事業の対象範囲)

別紙2 事業スキーム図



※ 上図では、構成企業のうち二重線で囲われた企業が SPC の構成員であり、SPC への出資を求めることとしている。それ以外の企業については、SPC への出資を求めない協力企業としている。

別紙3 予想されるリスク及び市と事業者のリスク分担表

表 リスク分担表 (○：主分担 △：従分担)

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	事業者		
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、行政の要望事項が達成されない等	○		
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○	
	契約締結リスク	議会を含む行政の事由により契約が結べない等 ^{※1}	△	△	
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{※1}	△	△	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○		
	制度関連	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更等 上記以外の法令の変更等	○	○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等 上記以外の税制度の変更等	○	○
		許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
			行政が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	△ ^{※6}
	交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等 上記以外のもの	○	○	
	社会	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等、市または第三者の帰責事由によるもの 上記以外のもの（事業者の帰責事由によるもの）	○	○
		第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害 上記以外のもの		○
		環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ ^{※2} 施設の供用開始後のインフレ・デフレ ^{※2}	○	○	
事業の中止・遅延に関するリスク	行政の指示、行政の債務不履行によるもの	○			
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○		
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{※3}	○	△		
設計段階	設計変更	行政の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの 事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	○	
	測量・地質調査の誤りリスク	行政が実施した測量、地質調査部分に関するもの 事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	○ ^{※7}	
	建設着工遅延	行政の指示、提示条件の不備、変更によるもの等、市の帰責事由によるもの、または第三者の帰責事由によるもの 上記以外の要因によるもの（事業者の帰責事由によるもの）	○	○	
建設段階	工事費増大リスク	行政の指示、提示条件の不備、変更によるもの等、市の帰責事由によるもの、または第三者の帰責事由によるもの 上記以外の要因によるもの（事業者の帰責事由によるもの）	○	○	
	工事遅延リスク	行政の指示、提示条件の不備、変更によるもの等、市の帰責事由によるもの、または第三者の帰責事由によるもの 上記以外の要因によるもの（事業者の帰責事由によるもの）	○	○	
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害について、事業者の帰責事由によるもの 上記以外の要因によるもの	○	○	
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○	
維持管理・運営段階	ごみ質の変動	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動 ^{※4}	○	△	
	ごみ量の変動	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動 ^{※5}	○	△	
	不適物混入リスク	搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大（事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合） 事業者の善管注意義務違反の場合	○	○	
	性能リスク	要求水準の不適合		○	
	施設瑕疵リスク	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の瑕疵		○	
	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	
	施設損傷	事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったこと等による施設等の損傷・盗難等 ごみ収集車・搬入車に起因するもの等、上記以外のもの	○	○	

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※2 建設期間中は基本的には事業者のリスクであるが、インフレスライド条項の適用となる著しい物価変動の場合は、協議を行うなど行政の負担となる。維持管理・運営期間中は基本的には行政の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。

※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は行政が負担する。

※4 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変

動があった場合には、行政、事業者の協議とする。

- ※5 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、行政、事業者の協議とする。
- ※6 市の名義にて許認可取得するものではあるが、事業者が申請図書作成を支援すべきものについては、事業者の従負担とする。
- ※7 事業者が実施した測量・調査からは予見できなかった事象（土壌汚染、地下埋設物等）が発現した場合の対応については、別途協議とする。